

# 限度額適用(標準負担額減額)認定証について

入院や外来の医療費が高額になるときは、「限度額適用(標準負担額減額)認定証」を窓口で提示すると、医療機関ごとにそれぞれ一ヶ月ごとの限度額までのお支払いとなります。また、住民税非課税世帯の方は、入院したときの食事代が減額されます。

- 「認定証」が必要な方は、役場町民課窓口で手続きをしてください。
  - 「認定証」の有効期限は毎年7月31日となっているため、引き続き必要な方は更新の手続きをお願いします。
- ＜手続きに必要なもの＞ 国民健康保険被保険者証 または 後期高齢者医療被保険者証、印かん

## 70歳未満の方の限度額

平成27年1月改正予定

所得(※1)区分		3回目まで		4回目以降(※2)
平成26年12月まで	600万円超	150,000円	医療費が500,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	83,400円
平成27年1月から(予定)	901万円超	252,600円	医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	140,100円
	600万円超 901万円以下	167,400円	医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	93,000円
平成26年12月まで	600万円以下	80,100円	医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	44,400円
平成27年1月から(予定)	210万円超 600万円以下	80,100円	医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	44,400円
	210万円以下	57,600円		44,400円
住民税非課税世帯		35,400円		24,600円

(※1) 所得とは基礎控除後の「総所得金額等」のことです。  
 (※2) 過去12か月間で、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

## 70歳以上75歳未満の方、または後期高齢者医療保険に加入している方の限度額

「認定証」を提示しなくても限度額までのお支払いとなりますが、「低所得Ⅰ・Ⅱ」に該当する方は、「認定証」を提示することにより限度額が減額されます。

区分	対象者	1ヶ月ごとの限度額(※1)	
		外来	入院
認定証を提示	低所得Ⅰ 住民税非課税世帯で、所得が一定基準以下の方	8,000円	15,000円
	低所得Ⅱ 住民税非課税世帯で、低所得Ⅰ以外の方		24,600円
認定証を提示しない場合、または住民税課税世帯		12,000円	44,400円
現役並み所得者(自己負担が3割の方)		44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 【44,400円】(※2)

(※1) 月の途中で75歳になり後期高齢者医療保険に加入した場合は、国保と後期高齢者医療保険の限度額がそれぞれ2分の1ずつとなります。

(※2) 【 】内は、過去12ヶ月間で、一つの医療機関で4回以上、限度額に該当した場合。

◎入院時の食事代の標準負担額の改正については、8月号広報に掲載します。

## 新しい後期高齢者医療被保険者証が届きます

現在お持ちの保険証(うす水色)の有効期限は7月31日となっております。8月からお使いいただく新しい保険証は、7月中にご自宅に郵送いたします。

新しい保険証(うす桃色)が届きましたら、内容をご確認ください。

●お問い合わせ先……町民課住民担当 ☎62-2111 (内線233)